

## 地域金融機関との「相続手続き共通化」について

令和6年4月1日より、県内4金融機関（群馬銀行、高崎信用金庫、桐生信用金庫、しののめ信用金庫）が相続手続きにおける事務の共通化の運用を開始し、当組合も今般、利便性のさらなる向上を図るため、参入決定したことをお知らせいたします。

当組合では、今後もお客さまのご要望にお応えできるよう、より一層のサービスの向上に努めてまいります。

記

### 1. 参加金融機関

金融機関名	実施時期
群馬銀行、高崎信用金庫、桐生信用金庫、しののめ信用金庫	令和6年4月1日（月）
<b>【今回の参加金融機関】</b> アイオー信用金庫、北群馬信用金庫、館林信用金庫、利根郡信用金庫、あかぎ信用組合、群馬県信用組合、ぐんまみらい信用組合、群馬県医師信用組合	令和7年1月20日（月）

### 2. 共通化の目的

相続手続きにおいて、金融機関ごとに書式や記入方法、ご提出いただく確認書類が異なる等の煩雑さを解消し、お客さまのご負担を軽減できるよう共通化いたします。

### 3. 共通化の概要

- （1）お客さまにご記入いただく相続関係書類の共通化
- （2）お客さまからご提出いただく確認書類の共通化

### 4. その他

本件は相続手続きを共同で行うものではないため、これまで同様、各金融機関への書類の提出は必要となります。また、被相続人さまのお取引内容によっては、お手続きが一部相違する場合があります。

以上

＜本件に関するお問い合わせ＞  
群馬県信用組合 事務部  
TEL. 027-382-4116